

精密工学会北陸信越支部の旅費に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、公益法人精密工学会北陸信越支部（以下「当支部」という）における交通費および宿泊費の支給に関して規定するものである。

(適用範囲)

第2条 この規定は、下記に該当するものについて適用する。

- (1) 当支部で開催される幹事会の出席者の交通費
- (2) 当支部で開催される講演会等の講師の交通費
- (3) 当支部より本部委員会等へ派遣される際の交通費（ただし、先方負担は除く）
- (4) その他、当支部において必要と認めた場合

(交通費)

第3条 交通費は、原則、目的地と該当者の所属機関の主要駅間の運賃を支給する。特に、空路を必要とする場合は、最寄の空港間の運賃を支給する。

(宿泊費)

第4条 宿泊をとまなう場合は、宿泊実費を支給する。

付則

この内規は平成23年2月1日に遡って施行する。

別表

交通費（中長距離）	所属機関と目的地の主要駅間の運賃 新幹線利用、特急料金 空路の場合は、最寄空港間の航空運賃（実費）
交通費（短距離）	¥1,000とする
宿泊費	やむを得ない場合にのみ支給する 実費を支給、ただし、1泊あたりの上限支給額を¥10,000とする

以上